### 地方部におけるタクシーの現状と課題

徳永 幸之 東北大学大学院情報科学研究科助教授

#### 1. はじめに

この十数年来、あらゆる分野で 規制緩和により競争を促し、経済 を活性化させようとする政策が推 し進められている。陸上運輸分野 においても、1990年12月施 行の貨物自動車運送事業法により トラック運送事業にかかわる経済 的規制が緩和され、2002年2 月施行の改正道路運送法によりバ ス及びタクシー事業にかかわる経 済的規制も緩和された。

これらは、需給調整は市場機構に任せれば適正な水準で均衡するという経済理論に基づくものであり、競争により価格低下やサービス向上が起こり、需要が増加するとともに消費者にも利益が還元されることが期待されていた。しかし、規制緩和が全ての分野、全て

の地域で思惑通りにうまく機能しているとは言い難い。勿論、市場機構がうまく機能していれば問題はないはずであるが、現実社会においては様々な要因が市場を歪ませているため、様々な問題が顕在化してきているものと思われる。

例えば、需要の拡大期にあるの

か縮小期にあるかも市場の調整機構に影響を与える可能性がある。図1はタクシーとバス、トラックの輸送量の推移を比較したものであるが、傾向が大きく異なっている。営業用トラックは、65年から一貫して増加しており、需要では10名規制緩和となって知りに減少を続けており、東合バスは70年頃をピークに減少を続けており、であると思われる。

これらに対し、タクシーは規制

緩和の議論が行われていた90年 まではほぼ横ばいで推移してきたが、90年以降は減少傾向に転じ、 実際に規制緩和されたときには需要縮小期における競争となってしまった。これは全国平均での動向であるが、都市規模や産業構造などの違いによってもタクシー市場の状況は異なっており、競争の形態や問題の深刻さは都市毎に異なっておいる。本稿ではそれらを全て取り上げて議論することはできないが、仙台で顕在化した問題点とその要因の一つである需要動向について分析してみたい。

#### 2. 規制緩和以前の需要動向

規制緩和の影響を考える前に、 規制緩和によらない需要動向、す なわち、規制緩和以前からの需要 動向についてもう少し詳しく見て おきたい。その際、今後の需要拡 大の可能性を探るためには、タク シーだけでなく関連の深い乗合バ スの需要動向も一緒に見ておく。

図2は、乗合バスとタクシーの

輸送人員の推移を三大都市圏とその他地域の別に示したものである。まずバスの輸送人員を見ると、三大都市圏では70年頃をピークに年々減少し続けており、70年から90年の20年間で約2割減少している。一方、その他地域ではそれより早く、かつ急激に減少を始めており、70年から90年の20年間でほぼ半減している。90年以降もその減少傾向が続き、10年で3分の2に減少している。

これは、単にモータリゼーションの進展と言うことだけでなく、特に地方部において、商業施設だけでなく病院や役場などの公共施設が広い駐車場を求めて郊外に入びない、従来のバス路線では住民の多様化する移動ニーズとの影響もなくなってきていることの影響もなくなってもい。その結果、バスの運行本数も減らさるないものとなっていくという"悪循

環"を繰り返してきた。

タクシーの輸送人員を見ると、 65年から70年にかけて急激に 増加している。特にその他地域に おいて需要の伸びが著しい。これ はモータリゼーションが乗合バス にはマイナスに作用したのに対し、 タクシーにはこの段階ではプラス に作用したものと思われる。さら に、高度経済成長による企業需要 の増大が貢献したものと思われる。

その後オイルショックの影響か、 75年にかけて急激に減少し、9 0年までは景気の影響を反映して か、多少の増減を示しつつもほぼ 横ばいで推移してきたのは三大都 市圏、その他地域共通である。し かし、90年以降はバブル崩壊と その後の景気低迷の影響か、減少 傾向に転じている。しかも、その 減少率は乗合バスとほぼ同様で、 三大都市圏よりその他地域におい て減少率が大きくなっている。

# 3. 規制緩和後に仙台で顕在化した問題点

このような状況の中,2002 年2月に規制緩和が行われたわけであるが、需要動向だけでなくその背景にあるタクシーの利用のされ方、モータリゼーションの進度の違いなどによって、規制緩和の影響は三大都市圏とその他地域、さらにそれぞれの中でも都市毎に異なっては運賃の値下げ、仙台では増車による競争が激化しているというように、起こった現象の種類と程度は都市毎に異なっている。

ここでは、宮城県タクシー協会 仙台地区総支部のデータに基づい て、仙台で顕在化したタクシー問 題について整理しておきたい。な お、03年度における仙台地区総 支部に加入する法人タクシー車両 数は2490台で、仙台圏のタク シー車両数の76%である。

図3は90年以降の仙台におけるタクシー輸送実績の推移を見たものである。仙台における1乗車当たりの乗車人数や乗車距離といったタクシーの利用形態はこの15年間ほとんど変化がないため、

輸送回数と輸送人員はほぼ一致したグラフとなっている。また、9 5年までは利用減少による収入減を運賃値上げによって補ってきたが、95年以降運賃改定はなされていないため、実車走行キロの減少と運賃収入の減少はほぼ一致している。

02年2月の規制緩和により、 車両数は02、03年度とも対前 年度比で10%以上増加し、04 年度は対前年度比4%増にとどま ったものの、規制緩和時の30% 増にまで増加した。それに対して、 輸送回数、実車走行キロは規制緩 和前より若干減少率が低下したよ うに見える。規制緩和の前3年(9 8~00年度)と後3年(02~ 04年度)の年平均増減率で比較 すると、輸送回数は-3.1%か ら-1. 3%に、実車走行キロは -4.2%から-1.9%に低下 している。これは、増車による競 争により需要減少が鈍ったという 規制緩和の効果と言えなくもない かもしれない。その一方で、実車 率は-2.8%から-3.3%に 悪化している。これは、実車走行 キロが減少しているにもかかわら ず、空車走行キロが増えたことに より総走行距離も増えているため で、環境や社会に対する負荷が大 きくなっていることも確かである。

これらの指標を実働1日1車当 たりにした図4で見ると、事態は より深刻である。輸送回数と実車 走行キロの年平均減少率を規制緩 和の前3年と後3年で比較すると、 輸送回数は-3.4%から-7. 4%に、実車走行キロは-4.5% から-8.0%にそれぞれ拡大し ており、増車によって1車当たり の収入減少は一段と深刻さを増し ている。その一方で、実車率は一 2.8%から-3.3%と、さほ ど悪化していない。これは、これ までほぼ一定水準で推移してきた 1 車当たりの空車走行キロが規制 緩和以降年平均-3.0%で減少 しているためであり、無駄走りを 止めて路上駐車等により客待ちす る時間が増加してきていることを 表している。

このように、仙台全体で見た指

## 4. 需要減少でも増車が起こる 構造的な問題点

仙台で起こった「需要が減少していても増車が起こる」という現象は、程度の差こそあれ、多くの大都市で起こっている共通の現象であろう。それは、現在のタクシー市場が持つ構造的な問題によるものと考えられる。中でも大きな問題は、流し営業が主体であるこ

とと歩合制の給与体系であるという二点である。

駅や路上のタクシー乗り場での 客待ちを含めた"流し"営業が主 体の場合、客とタクシー双方とも に選択の自由がほとんどないため、 1 車当たりの平均営収はほぼ等し くなり、会社としての営収は実働 車両数に比例することになる。す なわち、全体のパイが減少を続け る中で、車両数に応じてパイを分 け合っている状況である。このよ うな状況における企業戦略につい て考えてみたのが表 1 である。こ こでは、全営収が5%減少した場 合にA社とA社以外の会社が「増 車する/しない」という戦略を採 ったときの各社及び1車当たりの 営収の変化を示したものである。 仙台の場合、1社のシェアは大き くても5%程度であることから、A 社のシェアは5%とした。

まず、全社が増車せず現状を維持した場合、1車当たりの営収、各社の営収はともに-5%となる。他社が増車せず現状を維持し続けていてくれるならば、A社は5.

56%の増車で元の営収が確保で きる。さらに、11.1%増車す れば5%の増収も可能である。

このような戦略はA社だけでな く、当然他の会社も考えるはずで ある。そこで、A社以外の会社全 てが 5.56% 増車した場合を考 えると、A社は現状維持のままで は9.8%の減収となり、一人貧 乏くじを引くことになる。ただし、 他社も4.7%の減収で、1社だ け増車した場合とは異なり、増車 の効果は少なくなり、全社が増車 した場合には全社とも5%の減収 で、増車しても増車する前と変わ らなくなってしまう。しかし、会 社としても増車のコストがかかっ ており、利益は悪化することにな る。さらに1車当たりの営収は1 0%減少することになり、歩合制 である運転者の収入も10%減少 してしまう。すなわち、運転者の 収入は需要の減少と増車の影響を ダブルで受けることになる。

そこで、A社がさらなる増車戦略を採るとすれば、11.1%まで増車すれば元の営収を確保する

ことが出来る。これに対抗して、 他社も11.1%増車すれば、各 社の営収は増車前と同じになるが、 コスト増による利益の減少や運転 者の減収はさらに悪化することに なる。

このような試算結果を踏まえて、 A社の戦略を考えてみよう。A社 の営収の変化は、A社以外の会社 の戦略によらず、増車すればする ほど有利な状況にある。言い換え れば、増収のためには他社より一 歩でも先に行くことが必要となる。 同様のことが他社にも言えること から、全社が増車競争に走ること になる。これは、「個人の利益を優 先することによって全体ではより 悪くなる方を選択してしまう」と いう"囚人のジレンマ"あるいは 「先に身を引いた者が負け」とい う"チキンレース(弱虫ゲーム)" と言われる問題と同様の構造とな っている。囚人のジレンマやチキ ンレースよりタチが悪いのは、戦 略の決定権がない運転者が経営者 以上に悪化することとなり、また、 客待ち路上駐車など社会的問題が

大きくなるという外部不経済が非 常に大きくなってしまうのである。

## 5. 運転者に押しつけられる 問題点

次に歩合制の問題であるが、仙 台に限らず都市部のタクシー運転 者の給与体系は歩合制が主体であ る。このため、日車営収の減少は 運転者の給与減少に直結すること になる。営収を増やすためには他 のタクシーより効率よく客を輸送 しなければならないが、流し営業 では接客サービスの向上が客を増 やすことに直接的には結びつかな いため、長時間労働によって客の 減少を補うしかない。本来ならば、 労働基準等との関係で労働時間を 延ばすことには限界があるはずで あるが、監視や記録が十分に出来 ていないこともあり、過度な長時 間労働も起こっているのが実態の ようである。しかも、会社からの 指示ではなく、運転者の自主的な 判断によるものである場合には 益々実態が見えづらいものとなり、 安全上の問題はより深刻なものとなる。事故に関して言えば、重大事故が発生する前にはその予兆として軽微な事象が数多く発生するものである。航空、鉄道、高速がス、規制緩和や経営合理化の過程で安全対策のコストが削られ、そのために発生したと思われる重大事故があるにもかかわらず、事故の背景が十分に解明され反省されてきたとは言い難い。タクシーにおいてもそのようなことが起きないことを祈るばかりである。

その一方で、長時間労働以外でより多くの客を獲得する方法があることも事実である。それは、横断歩道直近などの交差点内ではは事を開けた状態での客待ち駐車とでもは、多少のようでも営収を確保するためのリスクを犯してでも営収を確保するための出たといても、警察による取り締まりやタクシー協会、行政による巡回指

導に取り組んでいるものの、財政 難で人員削減を迫られている行政 にこれ以上の監視強化を望むべく もなく、強化できたとしても全で の現場を常に監視できるわけなな とから、恒常的に良好と思った。 とは難しいと思われる。また、利用者がこのような タクシーを利用しなければよいの であるが、ていなの方が便利だと言う とで利用してしまう利用者が いことで利用してしまう利用者が いことにも原因がある。

このような安全性や違法行為など不公平な競争条件を許してしまっている市場に調整機能を任せてしまうことの危険性と、公平性を確保するために必要となる行政コストについて、十分に議論しておくことが必要であろう。

## 6. サービス向上で需要は 増加するのか

増車戦略による競争は不毛な消 耗戦に終わる可能性が高い。では、 規制緩和後各地で実施されている 運賃の値下げや接客サービスの向 上、ポイント制度といったサービ ス向上戦略に活路はあるのだろう か。その可能性を探るため、仙台 都市圏におけるタクシー需要につ いて分析してみたい。

#### 6-1. 低下する企業ニーズ

図5は仙台都市圏パーソントリップ調査データに基づいてタクシー利用目的の変化を見たものである。この調査は、仙台都市圏居住者の平日1日の行動を調査したものであり、来街者の行動が捉えられていないことや業務交通の捕捉率が低いなどの問題点があるものの、経年的な変化を分析できる貴重なデータである。

トリップ数で見ると、82年から92年にかけては約5%の減少であるが、92年から02年にかけては約35%も減少している。これは図2のその他地域より若干減少率が大きくなっている。利用目的のシェアは、82年と92年ではあまり変化が見られないが、

02年では業務のシェアが約1 0%から約3%へと著しく低下し ている。通勤やその他私事のうち 飲み会、勤務先や飲み会からの帰 宅などは個人的な利用か業務とし ての利用か曖昧ではあるが、仙台 都市圏においてタクシー需要にお ける企業ニーズの割合が低下した ことは確かであろう。すなわち、 80年代までのタクシー需要は企 業ニーズに影響される部分が大き かったが、90年代以降の地方部 では個人ニーズの影響がより大き くなってきていると言えよう。し たがって、今後のタクシー需要を 考える際には、乗合バスと同様、 個人ニーズを想定した考察が重要 になる。

### 6-2. 加速する女性の運転 免許保有

個人ニーズにおけるタクシーを 含めた公共交通衰退の背景を理解 するためには、自動車利用との関 係を分析しておかなければならな い。図6は先ほどの仙台都市圏パ ーソントリップ調査データを用い て、自動車運転免許保有率の推移を男女別・年齢階層別に見たものである。例えば、82年に50~54歳だった男性は92年には60~64歳に、02年には70~74歳になるが、それぞれの免許保有率は約70%と横ばいで推移している。高齢者については82年のグラフを10年分づつ右にシフトさせたグラフになっており、今後も高齢者の免許保有率の上昇が見込まれる。

一方女性の場合、82年の25 ~29歳の免許保有率は約50% であったが、92年の35~39 歳では約70%に、02年の45 ~49歳では約80%にも上昇しており、この世代ではこの20年間に免許を取得した人が多数いることが分かる。その結果、02年の女性のグラフは82年の男性のグラフにほぼ一致し、今後男性のグラフの後を追いかけるように免許保有率が増加していくことは明らかである。

この免許保有率を用いて、仙台

都市圏の運転免許非保有者人口を 推計したのが図7である。仙台都 市圏においても少子高齢化が進ん でいるが、高齢人口増加の割には 免許非保有者数は増加してお約4 万人をピークとした分布が右にシ フトしてきただけであり、全年齢 層合計の免許非保有者数は、82 年の約70万人から02年は約5 6万人と約20%減少している。 今後はピーク世代も減少している。 今後はピーク世代も減少している。 くものと思われることから、免許非 保有者数の減少が加速するものと 思われる。

このような現象は仙台都市圏だけでなく、全国的に見られる現象である。都市規模や公共交通のサービス水準の違いによってその進度は異なるものの、人口30万の都市は10年前の10万人以下の都市を、人口100万の都市を追いかける形で女性の免許保有率は上昇しており、地方部だけでなく大都市圏においても今後起こり得る現象である。

### 6-3. 公共交通を利用しない 運転免許非保有者

図8は、仙台都市圏における平日の買物交通手段の経年変化を見たものである。82年では年齢によらず約8割が徒歩・自転車で買い物に行っていたものが、この20年間で車利用が急激に増加している。特に免許保有率の高い若・中年層では車利用が5割を越えている。これは、単に利用手段を変えただけでなく、郊外の大型ショ

ッピングセンターなど、より遠方 にまで買い物に行くようになった ことも影響している。

公共交通の利用は、若・中年層では半減しており、高齢層でも92年以降減少傾向にある。さらに注目すべきは送迎の急増であり、いずれも公共交通よりシェアが高くなっている。すなわち、免許を持たない人々にとっても公共交通より家族等による送迎の方が馴染みの交通手段となっていると言えよう。

運転免許を持たない人でも公共 交通を使わないと言うことになれ ば、規制緩和によって乗合バスの 撤退が加速するのは明らかである。 特に、開発から2,30年経過し た団地では、通勤・通学需要のが をはいでは、通勤・ビスのようないでは、 本ではながるのようなのようなのようなのような地区では、がるのようなでは、 共交通として乗合タクシー事業者に 期待されるものが大きくなると思

11

われる。さらに、近い将来には独居世帯になってしまう免許非保有者が多くなることや、免許を持っていても加齢や病気などにより運転を断念する人が増えることも予想されることから、現在の主たる利用者である高齢者に対応した車両やサービスなどを充実させていくことは短期的な戦術として重要であろう。

しかし、図7から明らかなよう に、長期的には高齢者の利用も減 少することを今から覚悟しておか なければならない。その一方で、 むつ市で行った調査で、運転に不 安を持つ人が年齢に関係なく2割 程度いるというデータもあること や、今後環境に配慮して車利用を なるべく控えようと考える人も増 えてくると思われることから、年 齢に関係なくこのような人々の需 要を開拓することが長期的に安定 したタクシー需要を確保するため に重要な戦略になると思われる。 そのためには、単に価格だけでな く、安全面の問題や環境問題など も含めて、地域社会にとって必要

な移動サービスとしてタクシーが 担うべき役割を考えていく必要が あろう。

#### 7. おわりに

タクシーに関する規制緩和から ほぼ4年が経過し、増車だけでは なく、運賃割引やポイント制度な ど様々な競争が起こったことは評 価できよう。しかし、タクシー需 要だけでなく乗合バスの需要も減 少している状況においては、多少 の運賃割引などのサービス向上策 程度では大幅な需要拡大は望み薄 であり。経営者としては相手が増 車するならば自分はそれ以上に増 車するしかなく、そのしわ寄せが 運転者や社会に行くという構造に なってしまっている。需要が減少 する中での競争激化により、違法 行為やマナー違反が横行し、さら には安全性をも犠牲にした営業が 懸念される状況にある。このよう な状況はとても公平な競争条件に あるとは言い難く、悪貨が良貨を 駆逐することになりかねない。

12

していたときにも議論されてきた ことであり、事後チェックにより 防止できるものとされていた。し かし、この4年間を見る限り、事 後チェックが機能しているとは言 い難く、渋滞、環境、安全などの 社会的な問題が顕在化している。 小さな政府という流れの中では行 政による事後チェックの強化にも 限界があることから、貨物自動車 運送事業法の中で位置づけられて いる地方貨物自動車運送商正化実 施機関のような組織によって監視 や指導を行っていくことも一案で あろう。タクシーにおいても需要 が急増し違法行為などが問題とな っていた70年にタクシー業務適 正化特別措置法が施行され、指定 地域である東京と大阪に限っては 運転者の登録が義務づけられ、今 回の規制緩和でも一定の効果を上 げているものと思われる。社会的 な問題が発生している地域を指定 地域に追加することは勿論である が、本来はトラックと同様に規制 緩和とセットで全国に適用すべき

これらの問題は規制緩和を検討

だったのではないだろうか。

とは言え、仙台のように既に供 給過剰状態になってしまった地域 においては、減車しかないという のが経営者、労働者、行政、一般 市民共通の認識である。しかし、 独占禁止法の関係もあり、各社一 斉の減車は難しく、先に減車した ものが損をするチキンレースでは 誰も減車できない閉塞状況に陥っ てしまっている。違法行為をなく し、公平な競争条件とするために は、ニューヨークなどで行われて いるように、選択の自由がない流 し営業に関しては都市側が台数制 限をかけることも必要なのかもし れない。その場合でも、電話や事 前契約等による営業は自由であり、 これらについては選択性の高い競 争が実現するはずである。さらに、 従来のタクシー需要だけでなく乗

合バスとの境界領域などでも積極 的に需要を開拓していく必要があ ろう。そのためには、さらなる規 制緩和も必要であり、タクシー事 業だけでなく他の公共交通、さら には街づくりと一体となった検討 が必要になる。

最後に、現在交通政策審議会の 下で、タクシーのあり方(タクシーサービスの将来ビジョン検討小 委員会)、さらには地域交通のあり 方(地域住民との協働による地域 交通のあり方懇談会)が議論され ているところであるが、規制緩和 後に顕在化した問題を十分分析し た上で、公平な競争を確保し、優 良な事業者・運転者が正当に評価 されるような市場・制度の整備を 進めていただくことを切に願うも のである。

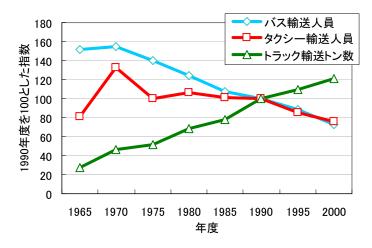


図1 輸送量の推移

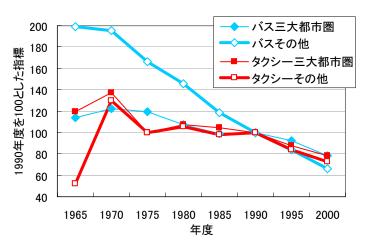


図2 バス・タクシー輸送人員の推移

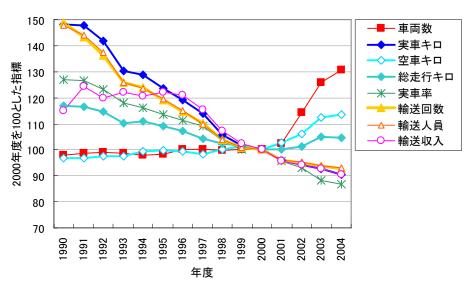


図3 仙台におけるタクシー輸送実績の推移

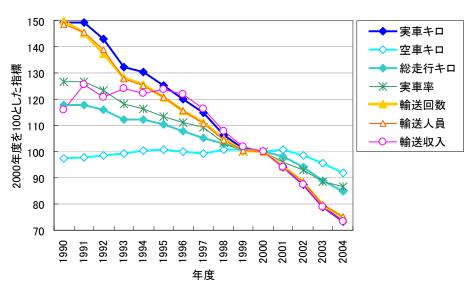
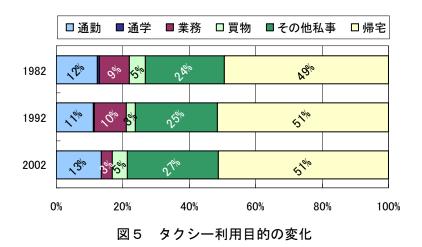


図4 仙台におけるタクシー輸送実績の推移(1日1車当たり)

表1 増車戦略による営収の変化

営収の変化 上段: A社 中段: A社以外 (下段: 1 車当り)		A社以外の戦略		
		現状維持	5.56%增車	11.1%增車
A社の戦略	現状維持	-5. 0% -5. 0% (-5. 0%)	-9.8% -4.7% (-9.8%)	-14. 1% -4. 5% (-14. 1%)
	5.56%增車	0% -5. 3% (-5. 3%)	-5. 0% -5. 0% (-10. 0%)	-9. 5% -4. 8% (-14. 3%)
	11.1%增車	+5. 0% -5. 5% (-5. 5%)	0% -5. 3% (-10. 3%)	-5. 0% -5. 0% (-14. 5%)



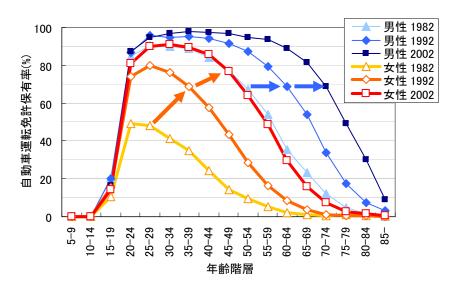


図 6 運転免許保有率の推移(仙台都市圏)

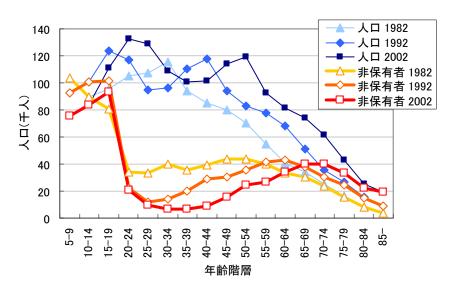


図7 人口及び運転免許非保有者数の推移(仙台都市圏)

17

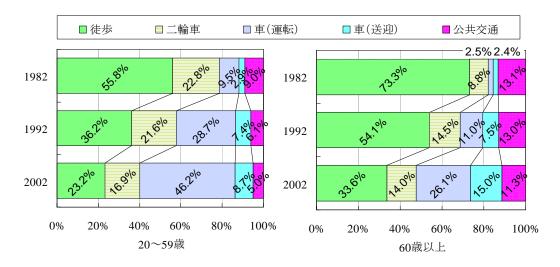


図8 買物交通手段の変化(仙台都市圏)

18